

## 志布志市輸出促進支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市長は、志布志港の輸出貨物の確保を図るため、鹿児島県内の各団体が実施する海外市場視察ミッションや海外見本市への参加の経費の一部を助成することにより、志布志市の特産品等販路拡大のための海外輸出活動を支援するものとし、その交付については、志布志市補助金等交付規則（平成18年1月1日第38号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の申請)

第2条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により、補助金等交付申請書に添付すべき種類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 主催者が公表している事業に関する募集要項の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第3条 この補助金は次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 事業の変更、中止がある場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (3) その他規則及びこの要領の定めに従うこと。

(交付の決定)

第4条 規則第4条第1項による補助金等の交付の決定の通知は、別記第4号様式により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、別記第5号によるものとする。

2 規則第7条第2項第1号による補助金等変更交付決定通知書は別記第6号様式により行うものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別記第8号様式）
- (2) 収支決算書（別記第9号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の確定)

第7条 規則第14条による補助金等の交付の確定の通知は別記第10号様式により行うものとする。

(補助金等の交付の請求)

第8条 規則第16条第2項による補助金等交付請求書は別記第11号様式によるものとする。

2 この補助金は清算払いにより交付する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成22年4月1日から施行する。